

「ねんきん定期便」の見方ガイド(35歳・45歳の方用)

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

被用者年金制度の一元化について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している(または最後に加入していた)公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構(厚生労働大臣から受託)
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 (地方公務員共済組合の組合員)	警察共済組合、地方職員共済組合(地方共済事務局・団体共済部)、公立学校共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会(市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合)
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 (私立学校教職員共済制度の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

「ねんきん定期 便」の見方①

1. これまでの年金加入期間

a 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3／4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。

- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
 - ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
 - ・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間

- ・第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。
※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

- ・実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。
- ・この「3号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。
- ・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
- ◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（A-4国ページ）でご確認ください。

ねんきん定期便

××××様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、平成××年××月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成××年××月××日	平成××年××月××日	平成××年××月××日

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
XXXXXXXXXX	

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計	XXX 月	XXX 月	XXX 月
XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月			

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

d 国民年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
	XXX,XXX 円
e (2) 厚生年金保険	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
一般厚生年金期間	XXX,XXX 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	XXX,XXX 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	XXX,XXX 円
(1)+(2)の合計	XXX,XXX 円

A - 1

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要ですが、ここでは、これまでの加入実績のみを基に計算した年金額 (年額) を表示しています。

d 「(1) 国民年金」欄

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
 - ・国民年金の第1号被保険者期間（未納月数を除く）および第3号被保険者期間
 - ・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間
- ◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額には、付加年金の金額も含まれています。

e 「(2) 厚生年金保険」欄

- ◆被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関（1ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した年金額を表示しています。

- ◆これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額は、下記のとおり計算しています。

各欄共通

- ・離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。
※厚生年金基金から支給される額（厚生年金基金の代行部分）を含めて計算しています。

「公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)」欄

- ・地方公務員共済組合の加入期間と国家公務員共済組合の加入期間がある方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。

- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。
※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の地方公務員等共済組合法および国家公務員共済組合法に基づき支給されます。

「私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)」欄

- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。
※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます。

「2. これまでの加入実績に応じた年金額」が表示されていない方へ

- ◆次のことなどが考えられます。
 - ・同月内で重複している年金加入記録がある。
 - ・厚生年金保険に統合されていない農林共済組合の加入記録がある。

年金加入記録を補正する必要がありますので、「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

障害年金や遺族年金を受け取っている方へ

- ◆障害年金や遺族年金を受け取っている方は、将来、老齢年金を受け取ることができるようになったときに、どちらか一方の年金を選択するなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくことになります。
詳しくは、当組合にお問い合わせください。

-2-

-3-

(参考) これまでの保険料納付額

a

「（１）国民年金（第１号被保険者期間）」欄

◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

・

付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。

・

国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。

・

国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。

・

国民年金保険料の一部免除（１／４免除、１／２免除および３／４免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

b

「（２）厚生年金保険」欄

◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

・

被保険者負担額のみを計算しています。

※

厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、地方公共団体など事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体など事業主が報酬または賞与から控除し、地方公共団体など事業主がまとめて納めます。

※

折半する際の１円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

・

旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成９年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・

旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成１４年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

・

育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・

産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・

３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

・

厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

このお知らせは、見方ガイドの４～５ページをご覧ください。

(参考) これまでの保険料納付額

a

国民年金	国民年金保険料(第1号被保険者期間)
(累計額)	XXX,XXX 円

b

(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額)
一般厚生年金期間	(累計額) XXX,XXX 円
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	(累計額) XXX,XXX 円
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)	(累計額) XXX,XXX 円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	(累計額) XXX,XXX 円

【備考欄】

A - 2

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年１２月以降の保険料納付額を計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和６１年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。

・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

・地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

※養育特例とは
子が３歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い、標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなすこととされています。

右上へ続く

-4-

-5-

「これまでの『年金加入 履歴』です。」の見方①

「これまでの厚生年金保険における標準 報酬月額などの月別状況です。」の見方

a 「年度」欄

- ◆上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。
- ◆下段は加入制度を括弧書きで表示しています。

(厚年)：厚生年金保険
(船保)：船員保険
(公共)：公務員共済制度（地方公務員共済組合または国家公務員共済組合）
(私学)：私立学校教職員共済制度

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

- ◆ 「年度」欄の下段が「(厚生)」または「(船保)」の場合
 - ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
 - ・旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和61年3月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
 - ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成9年3月以前）の保険料納付額を「一」と表示しています。
 - ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成14年3月以前）の保険料納付額を「一」と表示しています。

- ◆「年度」欄の下段が「（公共）」の場合
- ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。
- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・平成27年9月以前の地方公務員共済組合期間に係る標準報酬月額については、「掛金の標準となった給料月額」を千円未満で切り捨てて表示しています。

- ◆「年度」欄の下段が「（私学）」の場合
- 育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - 産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

(このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

a

b

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、A-3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
平成xx年 (私学)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (厚年)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (学年)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (厚年)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (学年)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (公共)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (私学)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (厚年)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (学年)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年 (公共)	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

A - 4 厚

厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、あなたが厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の地方公共団体などからの届出に基づき決定されたものです。

以下、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

1. 標準報酬月額

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は6万2千円、下限（最低額）は9万8千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。

(1) 標準報酬月額を決定する時期

- ・標準報酬月額、まず、採用時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。
- ・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

(2) 標準報酬月額の設定の基となる報酬

- ・標準報酬月額額の決定の基となる報酬とは、給与、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として地方公共団体などから支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとします。
- ・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています
- ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。

3. 保険料の計算と納付

- ・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、地方公共団体など事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体など事業主が報酬または賞与から控除し、地方公共団体など事業主がまとめて納めます。
- ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「これまでの国民年金保険料 の納付状況です。」の見方

① 「納付済月数等の内訳」欄

- ◆年度別に次の月数を表示しています。
- ◆「①納付」欄
 - ・国民年金保険料を納めている月数または第3号被保険者として登録されている期間の月数です。
- ◆「②免除」欄
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。
- ◆「③学生納付特例等」欄
 - ・学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
 - ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ◆「④計」欄
 - ・①～③の合計月数です。

「b」 「⑤未納」欄

- ◆国民年金保険料を納めていない月数です。
- ◆この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ◆一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月であるが免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。
- ◆国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算対象期間等」欄に表示しています。

㉓ 「⑥合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
- ※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- ◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」（2ページ参照）により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

[illegible]

④ 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 (国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含まれます。)
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 (または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。)
/	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険(各共済組合制度を含みます。)に加入している月も同様です。
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている月の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている月の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。